
平成25年第6回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成25年12月17日(火)

1. 議事日程第5号

平成25年12月17日(火) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 2 討論
 - 第 3 採決
 - 第 4 議員派遣について
 - 第 5 委員会の継続審査の付託について
 - 第 6 議員発議
 - ・意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 日程第 2 討論
 - 日程第 3 採決
 - 日程第 4 議員派遣について
 - 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
 - 日程第 6 議員発議
 - ・意見書(案)の提出について
-

出席議員(16名)

1 番	宿 利 忠 明	2 番	大 谷 徹 子
3 番	石 井 龍 文	4 番	廣 澤 俊 幸
5 番	中 川 英 則	6 番	尾 方 嗣 男
7 番	菅 原 一	8 番	河 野 博 文
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣

11番 清藤 一 憲
13番 藤 本 勝 美
15番 繁 田 弘 司

12番 宿 利 俊 行
14番 片 山 博 雅
16番 高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 大 蔵 順 一

議 事 係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平
教 育 長 秋 吉 徹 成
まちづくり
推 進 課 長 麻 生 太 一
税 務 課 長 帆 足 浩 一
住 民 課 長 衛 藤 善 生
農林業振興課長兼
農 業 委 員 会 梅 木 良 政
事 務 局 長
会計管理者兼
会 計 課 長 本 松 豊 美
教育総務課長 穴 本 芳 雄
社会教育課長兼
中央公民館長兼
わらべの館館長 湯 浅 詩 朗

副 町 長 小 幡 岳 久
総 務 課 長 河 島 公 司
環境防災課長兼
基地対策室長 藤 林 民 也
福祉保健課長 江 藤 幸 徳
建設水道課長兼
公園整備室長 平 井 正 之
商工観光振興
課 村 木 賢 二
人権同和啓発
センター所長 山 本 五十六
学校教育課長 米 田 伸 一
行 政 係 長 石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいま廣澤俊幸君から、12月5日の会議の中で議案第82号の議案質疑における発言について不適
当な発言がありましたので、会議規則第64条の規定により、内容を「_____」
_____」を取り消し、「検討の余地があるのではないかと」にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

これを許可したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

したがって、廣澤俊幸君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

ここで、梅木農林業振興課長から12月5日の会議における答弁の取り消しと補足説明の申し出がありましたので、発言を許します。

梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） では、12月5日の会議におきまして、廣澤議員さんからのご質問での回答で一部誤解を招く表現がありましたので、取り消しをお願いし、答弁の補足説明をさせていただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。5日の答弁内容と重複する部分もありますが、含めまして説明をいたします。

現在、この事業につきましては、国の100%交付金事業で行っております。入札する際に当然予定価格があります。落札金額が予定価格を下回った場合、入札残が出ます。残金は基本的には国に返すのが筋であります。ただし、事業の中には変更しないと所期の目的を達することができない事業もあり、今回、この事業のように地元の方が直接施工を行う上で、現地での施工状況により資材不足や延長をしたほうがよい状況が発生することもあります。このような場合には、早期に地域の要望に応じていくように変更契約をもちまして資材購入や延長をしていくなどの対応を考えております。

次に、追加と変更について、少しご説明申し上げます。

ご存じのように、補助事業につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき補助要綱等が定められています。本事業につきましても、法律と要綱の規定により事業の取り組み内容を変更できることとなっております。所期の目的を達成するため、現に執行されている内容で、数量の増減については変更、新たな工事内容が発生した場合を追加として取り扱っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、町民に不利益にならないような事業展開を今後とも行ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議 長（高田修治君） お諮りします。

ただいま会議規則第63条の規定に準じて取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、梅木農林業振興課長からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長菅原 一君。

○総務常任委員長（菅原 一君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成25年第6回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案5件について、12月6日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第75号 玖珠町税条例の一部改正について

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、玖珠町税条例の一部を改正するため提出されたものです。審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第76号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正するため提出されたものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第79号 玖珠九重行政事務組合理約（処理事務）の変更について

本案は、玖珠九重行政事務組合理約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑は次のとおりです。

（問）規約の変更については、玖珠九重行政事務組合の12月議会でも議決を行うのか。

（答）玖珠、九重両町議会の規約変更議決を受け、県知事への規約変更許可申請を行うこととなります。したがって、玖珠九重行政事務組合理約での議決は行いません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第81号 平成25年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業小型動力ポンプ積載車等購入契約について

本案は、平成25年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業小型動力ポンプ積載車等購入に係る契約を締結するため、玖珠町有財産条例（昭和39年玖珠町条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）何社による入札か。

（答）玖珠町の物品購入競争入札参加資格に登録されている県内の5社です。

（問）最低入札価格と2番目との価格の差はどれくらいか。

（答）税抜きで190万円、税込みで199万5,000円です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第85号 平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,211万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,917万4,000円とするものであります。

今回の補正での主な内容は、（1）うるおいのある魅力的なまちづくりとして8,250万円、（2）健やかで健康に暮らせるまちづくりとして5,500万円、（3）楽しく学び個性と感性を育むまちづくりとして3,290万円、（4）安全で安心なまちづくりとして1,190万円、（5）災害復旧事業として940万円などを予算計上したものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）国庫補助金のうち、特防調整交付金1,670万6,000円及び地域経済活性化・雇用創出臨時交付金4,860万円の内容について。

（答）特防調整交付金については、普通交付2次分の決定があり、今年度交付金額が3億2,066万4,000円となりました。今回の補正で3地区（小田、北山田、八幡）の地区プール改修事業と消防詰所へのAED設置事業を計上し、今年度予定していた16事業の入札残等の調整を行っています。最終的には子ども医療基金積み立てを予定しています。

地域経済活性化・雇用創出臨時交付金については、昨年度の国の経済政策による補正予算に伴う地域の元気臨時交付金であります。玖珠町は2億7,648万8,000円の交付額となっており、今回の補正を含め20事業、1億9,450万円の事業を実施し、残額の8,000万円については、基金に積み立てて来年度事業で町単独事業等を実施していくこととしています。

（問）地籍調査事業費の県補助金が減額となっているが、現在の進捗率は。あとどれぐらいの年数がかかるのか。また、調査地域が飛び地で行っているのはなぜか。

（答）平成3年度から平成24年度までの実績で、日出生台演習場、玖珠駐屯地を除き、進捗率は34.7%であります。今後の補助金の額に影響されますが、約40年ぐらにかかる予定です。調査地区が飛び地になっているのは、これまで町報で地元の要望調査を行った経過があり、そのため飛び地での調査となっていますが、要望地区が終了次第、効率的な計画をもとに調査を進めていく予定です。

（問）畜産業費の養豚経営体質強化対策事業の871万1,000円の減額は何か。

（答）現在も養豚を行っている事業主体が肥育用の豚舎の新築を計画していましたが、旧母豚豚舎を改築して肥育豚舎の整備を行うことになり、事業費が減額したためであります。

委員から、予算の組み立てについて、要綱等が整備されていない場合や計画がはっきり示されていないなど、根拠のない予算を計上することはおかしいとの意見がありました。また、今年初めに報道された歳計外問題についての質問があり、今年中に処理の方向性を出すとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案5件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会報告。

平成25年第6回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案5件、請願1件、陳情1件について、12月6日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情を受けた「鏡山からの大量雨水流入に伴う、側溝改良についての陳情」の現地調査を行い、調査終了後、委員会次第により審査をいたしました。

1 議案第80号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業御幸団地建替建築本体工事請負契約について

本案は、建築後48年を経過し、耐用年数の経過により老朽化が進み、建て替えに係る請負契約を締結するものです。

委員から、玖珠材の使用と集成材の利用についての質問があり、執行部から、特記仕様書に玖珠産材の利用に努めることを明記し、受注者に玖珠木材協同組合を紹介しています。集成材については使用していませんと回答がありました。また、日照権について周辺住民の了解がとれているかの質問に対し、執行部から、設計段階の説明会で了承を得ているとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第82号 平成25年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵購入契約の変更について

本案は、平成25年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵購入金額の変更に伴い、変更契約を締結するものです。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第83号 平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の変更について

本案は、同工事の設計変更に伴い、変更契約の締結をするものです。

執行部から変更理由の説明を受けた後、委員から、事前の地質調査は実施したのかと質問があり、執行部から、設計段階で地質調査をしたが、工事を進める中で予測以上に地質が軟弱であることが判明し、地質の補強をするための円滑な工事の進行と周辺住民に影響が及ばない飛散防止の石灰処理が必要であり、そのための変更ですと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第84号 平成25年度（24繰）玖珠町総合運動公園建設事業園路広場等舗装工事請負契約の変更について

本案は、玖珠町総合運動公園建設事業園路広場等舗装工事の設計変更に伴い、変更契約を締結するものです。

執行部から、野球場と管理棟の間の平板舗装に設計と実測において数量の差が出たことに伴う減額ですと説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第88号 平成25年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）

本案は、西田川からの取水量が減少し、それに伴い玖珠川及び深井戸からの取水量が増加したことによる電気料金の増加と、職員の配偶者の退職に伴い、給与費の増加による補正です。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 請願第2号 TPP（環太平洋パートナーシップ）決議の実現を求める請願書

内容を確認後、委員から、内閣にも提出すべきものではないかという意見があり、総理大臣に加え、衆参議長、農水大臣、TPP担当大臣宛てに提出することに決しました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

7 陳情第10号 鏡山からの大量雨水流入に伴う、側溝改良についての陳情書

本陳情は、玖珠町大字戸畑矢野、風力発電環境保全の会会長矢野一義氏ほか11名より提出された陳情です。

陳情の要旨は、柿西地区上手の側溝が小さく、少し多い雨が降ると側溝から雨があふれ、集落方向に流れ出すため、側溝を大きくして集落への危険を緩和して、地区住民が安心して暮らせるような善処をお願いするものです。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会に付託を受けました議案5件、請願1件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） おはようございます。

文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成25年第6回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案4件について、12月6日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第77号 玖珠町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

本案は、地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、玖珠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであり、玖珠町後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例を改めるものであると執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第78号 玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

本案は、地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、介護保険料に係る延滞金の割合の特例を改めるために一部を改正する条例であると執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第86号 平成25年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

本案は、（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,998万1,000円とするものであります。

この補正の要因は、療養諸費のレセプト電算処理手数料の増額及び償還金、還付金の平成24年度補助金、負担金の額の確定、精算による返納金と高額療養費特別支給金を増額するものであると説明がありました。

委員より、①運営状況はどうか、②2年経過後の高額療養費支給は今後行うのかとの質問がありました。執行部より、①高齢化による給付増と保険料の減収により厳しい状況は続くと思われますが、現在保険料の改定や一般会計からの法定外繰り入れの状況には至っていません。②支給奨励通知を行うことにより、2年以内に必ず申請していただくようにしますと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第87号 平成25年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

本案は、（保険事業歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億987万5,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、介護認定審査会費の玖珠九重行政事務組合に対する負担金増額補正と保険給付費を予算内での組み替え補正を行うものであると説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案4件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議長（高田修治君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第75号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第76号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第77号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第78号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第79号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第80号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第81号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第82号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第83号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第84号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第85号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第86号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第87号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第88号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議長（高田修治君） 日程第3、これより採決を行います。

最初に、議案第75号、玖珠町税条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 着席ください。起立全員です。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第77号、玖珠町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号、玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、玖珠九重行政事務組合規約（処理事務）の変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号、平成25年度社会資本整備総合交付金事業御幸団地建替建築本体工事請負契約について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号、平成25年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業小型動力ポンプ積載車等購入契約について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第82号、平成25年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵（H＝1.8m・スカート付・メッキ加工）購入契約の変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第82号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号、平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第83号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号、平成25年度（24繰）玖珠町総合運動公園建設事業園路広場等舗装工事請負契約の変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第84号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第85号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第86号から議案第88号までの3議案は、平成25年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第86号から第88号までの3議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第86号から議案第88号までの3議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件、陳情1件について採決を行います。

最初に、請願第2号、T P P（環太平洋パートナーシップ）決議の実現を求める請願書についてであります。

委員長報告は採択であります。

お諮りします。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、請願第2号は、採択することに決しました。

次に、陳情第10号、鏡山からの大量雨水流入に伴う、側溝改良についての陳情書についてであります。

委員長報告は採択であります。

お諮りします。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第10号は、採択することに決しました。

日程第4 議員派遣について

○議 長（高田修治君） 日程第4、議員派遣について議題といたします。

今定例会より3月定例会まで別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（高田修治君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、お手元にお配りしました継続審査付託表のように、閉会中においても議会運営委員会及び各特別委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会、中学校統合調査検討特別委員会の委員長から申し出のとおり、お手元にお配りしました継続審査付託表のように、閉会中においても所管事務について継続審査することに決定いたしました。

日程第6 議員発議

・意見書（案）の提出について

○議長（高田修治君） 日程第6、議員発議を議題といたします。

お手元に配付しております発議第8号と発議第9号が提出されております。

これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

初めに、発議第8号、T P P決議の実現を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。
提出者、13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君）

発議第8号

平成25年12月17日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者 玖珠町議会議員 藤本勝美

賛成者 々 廣澤俊幸

々 々 尾方嗣男

々 々 松 本 義 臣
々 々 繁 田 弘 司

ＴＰＰ決議の実現を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ＴＰＰ決議の実現を求める意見書（案）

案は、このとおり、先ほど委員長報告でも申したとおりでございます。

記

- 1 重要5品目の関税撤廃が除外できない場合には、即時交渉から撤退すること。
- 2 TPP交渉、日米2か国間交渉など各国との交渉内容を開示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日

大分県玖珠町議会議長 高 田 修 治

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 殿
農 林 水 産 大 臣 林 芳 正 殿
内閣府特命担当大臣 甘 利 明 殿

以上です。

○議 長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これに対して質疑ありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、発議第9号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、7番菅原 一君。

○7 番（菅原 一君）

発議第9号

平成25年12月17日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	菅 原 一
賛成者	々	石 井 龍 文
々	々	中 川 英 則
々	々	清 藤 一 憲
々	々	片 山 博 雅

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を
促進するための法律の制定を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を
促進するための法律の制定を求める意見書（案）

現行の容器包装リサイクル法は、さまざまな矛盾や問題点が多くあります。

よって、玖珠町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
3. 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年12月17日

大分県玖珠町議会議長 高 田 修 治

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 殿

参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
環境大臣	石原伸晃殿
経済産業大臣	茂木敏充殿
農林水産大臣	林芳正殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
財務大臣	麻生太郎殿
消費者庁担当大臣	森まさこ殿

以上です。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。
（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第8号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 発議第9号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第8号、T P P決議の実現を求める意見書（案）について、別に反対意見の発言也没有
でしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、発議第8号、T P P決議の実現を求める意見書（案）について、可決されました。

次に、発議第9号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制
定を求める意見書（案）について、別に反対意見の発言也没有でしたので、これを採決いたし
たいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第9号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、発議第9号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）については、可決されました。

以上をもちまして、本日の日程及び今定例会の全ての日程を終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 平成25年第6回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る12月3日から本日までの15日間の会期でございました。初日にご提案申し上げました条例の一部改正や補正予算など14議案につきましては、慎重かつ熱心なご審議をいただき、いずれの案件もご承認していただき、誠にありがとうございました。

また、本会議や各常任委員会での審議におきまして、各議員から本町のまちづくりに対する多くの貴重な意見をいただいたところでございます。これらの積極的、建設的なご提案、ご意見につきましては、早速、調査研究をさせていただくとともに、これから取り組みます来年度の予算編成、さらにまた今後の振興計画、財政計画の立案、施策の推進などにおきまして、十分な協議を行いながら今後のまちづくりの施策に反映させていきたいと考えております。

さて、かく申し上げてまいりましたが、私の町長としての任期も1月30日まででございます。残り1カ月余りでございます。既に6月定例会の際に出馬表明をさせていただきましたが、私といたしましては、これまでどおり、「人が主役のまちづくり」という基本姿勢のもと、高齢者、若者、子供たち、町民の皆様が元気で生き生き生活、活躍できるよう、暮らしやすい玖珠町をつくるため、積極的な政策、施策を展開してまいりたいと思っております。とりわけ新年は、玖珠町制施行60周年の節目の年に当たります。また、総合運動公園グランドオープン、「星空の街・あおぞらの街」全国大会など数々のビッグイベントを控えております。引き続き、活気あるまちづくりに向けて町政を担当させていただきたいと考えているところでございます。

結びになりますが、本年も残すところあとわずかになりました。いよいよ本格的な冬が参ります。年末年始にかけまして何かとご多忙な日々は続くかと思います。議員各位におかれましては、くれぐれ健康に十分留意され、新しい年はご家族おそろいで穏やかな新春をお迎えいただき、希望に満ちた輝かしい1年でありますよう心から祈念申し上げまして、平成25年第6回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年第6回定例会は、去る12月3日開会以来、本日まで15日間にわたり、議員各位はもとより執行部におきましても終始極めて真剣な審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。

本年も残すところ2週間余りとなりました。何かと忙しい時期となりました。年明けには、先ほど町長からございましたが、玖珠町づくりの先頭に立っていただきます首長を選ぶ町長選挙もございませうし、待望の総合運動公園も全面オープンとなります。さらなる発展を期待するところであります。新たな年が玖珠町にとりまして穏やかで素晴らしい年になりますよう祈念申し上げまして、閉会の挨拶いたします。

これもちまして、平成25年第6回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月17日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 河 野 博 文

署 名 議 員 秦 時 雄